

## 病院利用者用清涼飲料水等自動販売機設置及び販売に係る仕様書

この仕様書は、一宮市立市民病院(以下「市民病院」という)において清涼飲料等の自動販売機(以下「自販機」という)を設置・運営する場合の形状やサービスの条件、費用負担の設定、資源の回収など基本的な仕様を定めるものとする。

1. 件名 病院利用者用清涼飲料水等自動販売機の設置
2. 設置場所 ①一宮市立市民病院患者用第2駐車場内  
参照：別紙資料1 1階自動販売機全体、1階自動販売機拡大  
②一宮市立市民病院南館C棟2階がん患者交流コーナー  
参照：別紙資料2 2階自動販売機全体、2階自動販売機拡大原則、自動販売機付近に回収容器を設置すること。
3. 設置台数 ①一宮市立市民病院患者用第2駐車場内 … 1台  
②一宮市立市民病院南館C棟2階がん患者交流コーナー … 1台
4. 機種内訳 ①一宮市立市民病院患者用第2駐車場内  
・清涼飲料水等自販機 1台 …機種1  
③一宮市立市民病院南館C棟2階がん患者交流コーナー  
・清涼飲料水等自販機 1台 …機種2
5. 契約期間 2019年4月1日から2022年3月31日まで  
なお、再更新はできない。
6. 条件
  - (1) 自販機設置に関する基本的な考え方
    - ①南館に設置する自販機は、入院・外来患者を始めとし病院利用者の利便性と快適性の向上を図るものであること。
    - ②自販機は、車椅子患者利用者への利便性に配慮したものであること。
    - ③設置については、行政財産目的外使用の形態をとること。
    - ④各自販機から出る空き缶等については、設置業者が責任を持って回収するとともに、市民病院が指定する場所に集積された空き缶・ペットボトル等についても納入業者が交替で回収をすること。費用についても、業者負担とすること。
    - ⑤空容器回収箱があふれる前に回収すること。また、空容器回収箱に他社の空容器及びごみ等があった場合にも回収すること。
    - ⑥回収容器回りの衛生管理には十分な配慮をすること。
    - ⑦設置場所のスペースに合わせた自動販売機であること。
    - ⑧自販機の設置等にかかる費用は、設置業者が負担すること。
  - (2) 自販機の仕様
    - ①共通事項
      - ・電気の子メーターを設置すること。
      - ・飲料専用の自販機であること。

- ・ 誰にでも使用しやすいユニバーサルデザインであること。
- ・ 空容器を捨てるゴミ箱を設置すること。大きさについては、現状スペースを考慮した大きさとし、絶えず清潔に保つこと。
- ・ 故障時等の連絡先を自販機の見やすいところに必ず明示すること。

②機種1について

- ・ 飲料は、缶、ペットボトル容器両方に対応する機種であること。
- ・ 人気の高い銘柄を随時入れ替え、季節に応じてホット、コールドに対応できること。
- ・ 災害発生時に自販機の飲料を無償で提供することを前提とした機種とし、災害発生時に当院が飲料の提供が必要と判断した場合には、自販機内のすべての飲料を無償で提供すること。

③機種2について

- ・ 飲料は、缶、ペットボトル容器両方に対応する機種であること。
- ・ 人気の高い銘柄を随時入れ替え、季節に応じてホット、コールドに対応できること。
- ・ 災害発生時に自販機の飲料を無償で提供することを前提とした機種とし、災害発生時に当院が飲料の提供が必要と判断した場合には、自販機内のすべての飲料を無償で提供すること。
- ・ 設置に要する面積が小さい、薄型な機種であること。